

「経営強化支援資金（賃上げ環境整備資金）」

★国の重点支援地方交付金を活用した、賃上げを行う中小企業者を支援する融資制度です。

本資金のポイント

- 生産性向上等の賃上げ環境整備のための設備投資に利用できます！
- 信用保証料の1/2を免除！

1 ご利用いただける方

生産性向上等の賃上げ環境整備のための設備投資に取り組み、ア又はイの賃上げを行う、名古屋市内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人・協同組合等（名古屋市信用保証協会を利用できる中小企業者の方に限ります。）

ア 融資申込日を含む事業年度末時点又はその翌事業年度末時点の事業場内最低賃金を、決算が確定している直近の事業年度末時点の事業場内最低賃金と比較して30円以上引上げる方針について、従業員*に対して表明していること。

イ 融資申込日を含む事業年度又はその翌事業年度の給与支給総額を、決算が確定している直近の事業年度の給与支給総額と比較して1.5%以上増加させる方針について、従業員等*に対して表明していること。

*「従業員」とは、正社員のほか、パートタイム労働者やアルバイト等の非常勤の者を含みます。

「従業員等」とは、「従業員」に加え、役員を含みます。

なお、親族のみが従事する事業者や、役員のみで構成される法人についても、本資金の対象となります。

また、季節的な雇用等により融資申込日時点で従業員が在籍していない場合についても、直近の事業年度等において従業員を雇用していた実態があり、今後も事業運営上、従業員を雇用する見込みがある事業者は対象となります。

2 制度概要

融資限度額	2億8,000万円																										
資金使途	設備資金（設備投資に付随する運転資金であって、その金額が全体の40%を超えない場合は、設備資金として取り扱うものとします。）																										
融資期間 融資利率	3年以内	年	1.3%	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> 原則として据置期間3年以内。 ただし、融資期間が1年以内の場合は、 原則として分割返済又は一括返済とします。 </div>																							
	5年以内	年	1.4%																								
	7年以内	年	1.5%																								
	10年以内	年	1.6%																								
	15年以内	年	1.7%																								
保証料率 (年率：%)	原則として、中小企業の皆様の経営状況に応じた保証料率となります。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> </tr> <tr> <td>1.83</td> <td>1.67</td> <td>1.49</td> <td>1.33</td> <td>1.12</td> <td>0.91</td> <td>0.74</td> <td>0.57</td> <td>0.40</td> </tr> </table> 本資金は上記の保証料率によって算定された保証料の1/2を免除します。									①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	1.83	1.67	1.49	1.33	1.12	0.91	0.74	0.57	0.40
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																			
1.83	1.67	1.49	1.33	1.12	0.91	0.74	0.57	0.40																			
担保・連帯保証人	名古屋市信用保証協会所定																										

3 取扱金融機関（申込受付窓口）

下表の取扱金融機関（愛知県内店舗）にお申込みください。

銀行	三菱UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・静岡・百五・三十三・関西みらい・名古屋・あいち
信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・いちい・蒲郡・知多・東濃
信用組合	愛知商銀
その他	商工組合中央金庫

4 取扱期間

令和8年3月10日（火）から令和9年2月26日（金）保証承諾分まで

※保証料補助にかかる予算額の上限に達した場合は、上記期間より前に終了する場合があります。

5 申込に必要な書類

- 信用保証委託申込書
 - 個人情報の取扱いに関する同意書
 - 設備資金の計画を証する見積書、契約書等
 - 「賃上げ環境整備資金」確認申請書（取扱金融機関の支店長等が確認したもの）
 - 印鑑証明書
 - 確定申告書(写し) 2期分・決算書(写し) 2期分
 - 許認可等を要する事業については、許認可証の写し
 - (法人の場合)商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款
- ※上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

名古屋市信用保証協会所定様式

6 その他

- 本資金を利用される方は、令和9年6月末時点及び令和10年6月末時点における賃上げ及び設備投資の実施状況を、取扱金融機関へ報告してください（取扱金融機関は、その内容を信用保証協会へ報告する必要があります）。
- 本資金を利用される方は、国が定める一定の要件に該当する場合、保証料を上乗せすることで、経営者保証不要を選択することができます。ただし、上乗せした保証料については、免除の対象となりません。
- この融資制度は、責任共有制度の対象です。
- 保証料率について、詳しくは、名古屋市信用保証協会へお問い合わせください。
- 融資の際には、信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

7 お問い合わせ先

- 融資制度全般に関すること
名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課
名古屋市千種区吹上二丁目6番3号（中小企業振興会館6階）
電話 052（735）2100
- 保証制度等に関すること
名古屋市信用保証協会
名古屋市中区栄二丁目12番31号
電話 052（212）3011